

## 令和2年度鹿嶋市スポーツ大会出場報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の多様なアマチュアスポーツ活動を奨励するため、全国大会又は国際大会（以下「大会」という。）に出場する者に対し、鹿嶋市スポーツ大会出場報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 報奨金の交付対象者は、別表に掲げる大会に予選大会等を経て又は県等からの推薦を受けて代表として出場するアマチュアの選手のうち、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。ただし、監督、コーチ、マネージャー等は含まないものとする。

- (1) 鹿嶋市に住所を有する個人
- (2) 鹿嶋市内の事業所等に勤務する個人
- (3) 鹿嶋市内の学校に在籍する個人又は団体
- (4) 鹿嶋市内に事務所又は活動拠点を有する団体（対象者は、市内に在住又は在学若しくは在勤の者とする。）
- (5) その他特に市長が必要と認める個人又は団体

2 前項の規定にかかわらず、学校教育支援事業又は他市町村の補助制度と重複する場合は対象としない。

(報奨金の額)

第3条 報奨金の交付額は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 個人又は団体とも一人当たり10,000円とする。ただし、団体種目においては、一団体当たり50,000円を上限とする。
- (2) 個人又は団体が一つの予選大会で二つ以上の全国大会への出場権が与えられる場合は、一大会のみを交付対象とする。
- (3) 同一大会において団体種目及び個人種目の複数種目に参加した場合は、団体種目を対象とする。
- (4) 報奨金の交付を受ける回数は、同一年度において一個人又は一団体につき2回を限度とする。

(適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨金を交付しないものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 要請又は予選の結果に基づかず、自主的に出場する場合
- (2) 実業団のみが出場できる大会に出場する場合
- (3) 営業や専業等に基づく場合

(交付申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする個人又は団体（以下「申請者」という。）は、特別な理由のない限り、大会が開催される10日前までに、鹿嶋市スポーツ大会出場報奨金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 出場大会要項
- (2) 大会出場登録者名簿
- (3) 大会出場の資格を得ていることを証する書類

(交付決定)

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認める場合は予算の範囲内で交付額を決定し、申請者に報奨金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、報奨金を支払うものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、特別な理由がない限り、大会終了後10日以内に、鹿嶋市スポーツ大会出場報奨金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により報奨金を受けた場合
- (2) 交付後、事情により大会に出場しなかった場合。ただし、主催者の都合により大会が開催されない場合は、この限りでない。

(報奨金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により報奨金の交付の決定を取り消した場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

国内で開催される全国大会	国際大会等
全日本選手権大会	オリンピック競技大会
国民体育大会	世界選手権大会
高校総合体育大会	アジア競技大会
高校選手権大会	ユニバーシアード競技大会
ジュニアオリンピック競技大会	その他の国際大会
日本スポーツ少年団主催大会	
その他の全国大会	

